関東信越税理士会
熊谷支部６月例会次第

日時　平成３０年６月１４日(木)
午後１時２０分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

(1) 5月　9日(水)	支部例会・署との協議会	於　ホテルガーデンパレス
(2) 5月　9日(水)	監事監査	於　支部事務局
(3) 5月　9日(水)	予算編成会議	於　支部事務局
(4) 5月　9日(水)	顧問相談役会	於　酒蔵はっかい
(5) 5月１８日(金)	支部理事会	於　日本政策金融公庫
(6) 5月２２日(火)	熊谷法人会総会	於　ホテルガーデンパレス
(7) 5月２３日(水)	大里地区租税教育推進協議会定期総会	於　埼玉県産業技術総合センター北部研究所
(8) 5月２４日(木)	熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会	於　熊谷商工会議所
(9) 5月２５日(金)	熊谷商工会議所表彰式	於　ホテルガーデンパレス
(10) 6月　1日(金)	正副支部長・署との協議会	於　熊谷税務署
(11) 6月　1日(金)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
(12) 6月　7日(木)	青色申告会連合会通常総会	於　マロウドイン熊谷
(13) 6月　8日(金)	熊谷法人会青年部会事業報告会	於　マロウドイン熊谷
(14) 6月１４日(木)	総務部会・福祉共済部会	於　ホテルガーデンパレス

２．会務予定及び連絡事項

(1)例会・署との協議会
　日時　　６月１４日(木)午後１時２０分～
　場所　　ホテルガーデンパレス

(2)定期総会
　日時　　６月１４日(木)午後３時３０分～
　場所　　ホテルガーデンパレス

(3)熊谷青色申告会通常代議員総会
　日時　　６月１８日(月)午後５時００分～
　場所　　マロウドイン熊谷

(4)関東信越税理士会第６７回定期総会
　日時　　６月２０日(水)午後１時３０分～
　場所　　パレスホテル大宮

(5)熊谷支部執行部と熊谷地域役員との協議会
　日時　　６月２１日(木)午後６時００分～
　場所　　酒蔵はっかい

(6)熊谷間税会定期総会
　日時　　６月２６日(火)午後３時３０分～
　場所　　ホテルガーデンパレス

(7)大里地域税政協議会定期総会
　日時　　６月２６日(火)午後４時２０分～
　場所　　ホテルガーデンパレス

(8)朝霞支部創立３０周年記念式典
　日時　　７月１１日(水)午後３時００分～７時００分
　場所　　朝霞市民会館(ゆめぱれす)

(9)関東信越税理士会埼玉県支部連合会第６３回定期総会
　日時　　７月１８日(水)午後１時３０分
　場所　　パレスホテル大宮

(10)正副支部長・署との協議会
　日時　　７月３１日(火)午後４時００分～
　場所　　熊谷税務署

(11)正副支部長・地域長会議
日時　　７月３１日(火)午後４時４５分～
場所　　支部事務局

３．その他の協議報告事項

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項
支部推薦
熊谷市水道事業運営審議会委員　　金井千尋会員

５．支部会員入会・転入・転出・異動等
転入
粂　佳夫（平成３０年６月４日　栃木県足利支部より転入）
〒360-0001　熊谷市上中条１００７－３　中村武司税理士事務所

変更登録
秋池正江（平成３０年５月１日　深谷地区から北部地区へ）
〒360-0015　熊谷市肥塚８８７－６　山川宏之税理士事務所

６．次回例会予定
場所　　ホテルガーデンパレス
日時　　８月９日(木)　　午後２時００分～４時００分　研修会
午後４時００分～４時３０分　署との協議会
午後５時００分～　　納涼会
バス　　午後１時３０分　　熊谷駅南口・市役所発

７．次回研修予定
場所　　ホテルガーデンパレス
日時　　８月９日(木)午後２時００分～４時００分
内容　　「税政改正」
講師　　本庄支部　松本純一先生
単位　　２単位

８．支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス　　http://www.kumazei.or.jp
＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

ｅ－ｔａｘ・Ｌ－ｔａｘの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域６月例会

平成３０年６月１４日（木）

（会務報告）

平成 30 年 5 月 18 日（金）朝日生命 VIP 代理店推進協議会
（日時・場所）　１５：３０～　清水園
（議題）　VIP 代理店化の推進について

平成 30 年 6 月 1 日（金）　埼税協理事会
（日時・場所）　１４：００～　清水園
（議題）　埼税協第 52 回通常総代会議案書の件
埼玉県税理士共栄会定期総会議案書の件

（今後の会務・業推の予定）
平成 30 年 6 月 27 日（水）埼税協通常総代会・埼税共定期総会
平成 30 年 7 月 1 日　（日）埼税協常務理事会・地域長会

平成 30 年 6 月 19 日（水）大同生命　県北 4 地域合同業務推進会議
平成 30 年 7 月 5 日　（木）日本生命　熊谷地域業務推進会議
平成 30 年 7 月 13 日（金）朝日生命　熊谷地域業務推進会議

（提携企業インフォメーション）

以上

平成29年度　収支決算書

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

地域：　熊谷地域

（単位：円）

項目				決算額	内 交際費
収益の部	組合交付金収入（地域活動費）			716,000	
	福利厚生事業収入			66,000	
	全税共事業収入			187,014	
	福祉共済事業収入			445,500	
	共催事業収入			254,700	
	雑収入			12	
	前期繰越			1,058,901	
	合　計			2,728,127	
支出の部	経常支出	事業費	総務部門		
			経理部門		
			購買部門		
			福利厚生部門	389,850	
			金融部門		
			教育情報部門	344,700	
			全税共部門	388,692	
			広報部門		
			福祉共済部門	537,543	
			その他の事業費		
			（1）		
			（2）		
			小　計	1,660,785	
		会議費	総会費		
			役員会議費		
			諸会議費	174,000	
			小　計	174,000	
		事務局費		159,189	
		臨時支出（　　）			
		小　計		159,189	
	合　計			1,993,974	
	次期繰越金			734,153	

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

平成 30 年 4 月 11 日

監事：桃沢邦夫

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
３０．　８．２０(月)	中村武司	
３０．　８．２３(木)	萩原直幸	
３０．　８．２７(月)	堀越雄司	
３０．　８．３０(木)	前島義徳	
３０．　９．　３(月)	増田俊樹	
３０．　９．　６(木)	三澤欣一	
３０．　９．１０(月)	峯岸克俊	
３０．　９．１３(木)	森田正男	
３０．　９．２０(木)	山川宏之	
３０．　９．２７(木)	吉田貴之	
３０．１０．　１(月)	秋池正江	
３０．１０．　４(木)	相原信夫	
３０．１０．１１(木)	大久保匡志	
３０．１０．１５(月)	荻野正博	
３０．１０．１８(木)	荻原利彦	
３０．１０．２２(月)	笠原行男	
３０．１０．２５(木)	金子良光	
３０．１０．２９(月)	木藤久丹江	
３０．１１．　１(木)	黒須克仁	
３０．１１．　５(月)	小林幹夫	
３０．１１．　８(木)	高岡　洋	
３０．１１．１２(月)	武田匡哉	
３０．１１．１５(木)	武田　司	
３０．１１．１９(月)	土屋政信	
３０．１１．２２(木)	富岡宏之	
３０．１１．２６(月)	中澤仁之	
３０．１１．２９(木)	中野敦夫	

＊午後１時３０分～４時００分

＊原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

（相談があった場合は電話にてご連絡します。）

税務大学校公開講座開催のお知らせについて（周知依頼）

支部長　各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、現在、税務大学校において「明治１５０年」関連施策として「明治１５０年関連展示」が実施されています。

また、当該施策の一環として、財務省関連の２施設（造幣局及び国立印刷局）と連携し、明治期における通貨製造と税制改革が我が国の近代化に果たした役割について、３つの機関の研究調査員・学芸員による公開講座が開催されますのでお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

【公開講座】

開催日時：平成３０年６月２日（土）　１４時～１５時３０分

場　　所：税務大学校和光校舎（埼玉県和光市南２－３－７）

テ ー マ：「お金と税の物語 ー近代化の幕開けー」
～税務署・造幣局・国立印刷局の誕生と歩みを振り返る～

聴 講 料：無　料

申 込 み：不　要（当日、自由に聴講いただけます。）

詳細については、下記の税務大学校ホームページをご覧ください。

● 国税庁「『明治 150 年』連携企画の御案内」

→ https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kokai/kikaku.htm

平成３０年５月１０日

総合企画部長　大西　勉

国税庁新着情報（非居住者である海外勤務者が日本国内で開催された会議の日当を受けた場合・国外財産調書未提出として加算税5%加重が初適用）について

（総合企画部　国際小委員会からの周知依頼）

支部長　各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 非居住者である海外勤務者が日本国内で開催された会議の日当を受けた場合は20.42%の源泉徴収が必要になります。

国税庁タックスアンサーで「法人役員への支払給与は日本国内で生じたものとして非居住者の源泉税率20.42%を課税する」旨の回答がありました。海外勤務者が本社で開催される会議等に出席し、その者に対して会議に出席した日当を加算した交通費が支払われる場合、その日当相当額は日本国内で生じたものとして20.42%の源泉所得税を課税されますのでご留意ください。

詳細については下記の国税庁ホームページをご確認ください。

・国税庁「海外に勤務する法人の役員などに対する給与の支払いと税務」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1929.htm

2. 国外財産調書未提出として加算税5%加重が初適用

国外財産調書制度は、国外財産から生じる所得を国内で申告しないケースや、相続税対策で国外に財産を移転させ申告しないケースが増加していることから、国外財産を捕捉するために、12月31日現在合計額5,000万円を超える国外財産を有する場合、国外財産を報告する制度です。

その実効性を担保するために、この制度にはアメとムチが用意され、アメの方は、国外財産調書を期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告もれが生じたときでも、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されるというもの、他方、ムチは、①当該調書を提出期限内（翌年3月15日）に提出しなかった、又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない（不十分な記載も含む）場合、その国外財産に関して所得税の申告もれが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重。また、②国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されるというものです。

このムチに関して、この度、修正申告の提出と国外財産調書の提出との関係で、その順番の違い等により国外財産調書未提出として加算税を賦課した課税庁の処分を、審判所が認める裁決が初めて出されました。

国外財産調書の未提出に関する加算税制度の基本的な趣旨とその適用に関する具体的な考え方が示されていますので、是非、ご一読ください。

詳細については下記の国税庁及び国税不服審判所ホームページをご確認ください。

・国税庁「国外財産調書の提出義務」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7456.htm
・国税不服審判所「(平成29年9月1日裁決)」
http://www.kfs.go.jp/service/JP/108/02/index.html
・国税不服審判所「別紙　関係法令の要旨 」
http://www.kfs.go.jp/service/JP/108/02/bessi.html

なお、国税不服審判所の当該裁決に係る要旨は、別紙を御覧ください。

平成３０年６月６日

総合企画部長　大西　勉

別紙

国税不服審判所の当該裁決に係る要旨

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第2項の規定は国税通則法第65条第5項の規定の適用がある修正申告書にも適用されるとした事例（平成26年分の所得税及び復興特別所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分・棄却・平成29年9月1日裁決）

《ポイント》

本事例は、更正を予知せずにされた修正申告書であっても、内国税の適正な課税の確保を図るための国外　　送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第2項の規定に基づく過少申告加算税は課されるとしたものである。

《要旨》

請求人は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国送法）第6条《国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例》第2項の規定は、国税通則法（通則法）第65条《過少申告加算税》第5項の規定が適用される請求人の修正申告書（本件修正申告書）には適用されない旨主張する。

しかしながら、国送法第6条第2項は、通則法第65条の規定の適用がある場合に過少申告加算税を加重する旨規定しており、同条第5項の規定の適用がある場合を除く旨規定しているものではない上、同項の規定の適用がある修正申告書にも国送法第6条第2項の適用があると解することは、同条第1項及び第2項の規定の趣旨とも整合する。したがって、国送法第6条第2項の規定は、通則法第65条第5項の規定の適用がある修正申告書にも適用されると解するのが相当であるから、本件修正申告書についても国送法第6条第2項の規定は適用される。

《参照条文等》

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第2項、第4項

日時　平成30年6月14日（木）
　　15時00分～
場所　ﾎﾃﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　県税事務所長あいさつ

4　税務署からの連絡事項

（1）関東信越国税局における各種取組の実施について　（総務課）

別添1「内部事務のセンター化の試行について」参照
別添2「内部事務の集中化の実施について」参照
別添3「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」参照
別添4「滞納整理事務の集中化の実施について」参照

国税庁におきましては、従来から、効率的・効果的な事務運営のための内部事務及び滞納整理事務の集中化に取り組んでまいりました。

また、昨年６月23日に税務行政の将来像（国税庁ホームページに掲載）を公表し、その中には、「課税・徴収事務を効率化・高度化（インテリジェント化）するとともに、税務署の内部事務や行政指導事務の集中処理などの業務改革（ＢＰＲ）を推進することにより、事務運営の最適化を進めていく」とされています。

こうした中で、関東信越国税局では、別添１～４のとおり、平成30年７月以降、新たに「内部事務のセンター化」の試行を開始するとともに、既に試行している「内部事務の集中化」を正式な施策として実施することとし、併せて、「資産税事務のエリア一体的運営」の新たな実施と、これまで行ってきた「滞納整理事務の集中化」の実施署を拡大しますので、お知らせいたします。

（２）「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ」はがきの発送について

（管理運営部門）

別添５「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」参照

イ　発送対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

（イ）新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

（ロ）直前の２納期分のいずれかに、未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ　発送日　　平成30年６月８日（金）

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、（１）に記載の対象者に対しまして、別添１の「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を６月８日に発送いたします。関与先から照会等がございましたら期限内納付のご指導をお願いいたします。

（３）平成30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について

（管理運営部門）

別添６「平成30年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）」参照

イ　発送日　　平成30年６月15日（金）

ロ　納期限及び振替日

（イ）第１期　　平成30年 ７月31日（火）

（ロ）第２期　　平成30年11月30日（金）

平成30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について連絡いたします。

予定納税の通知書の発送日は６月15日（金）です。第１期分と第２期分の納期限は記載のとおりです。振替納税を利用されている方の振替日も同日ですので、振替口座の残高確認につきまして関与先等にご指導いただきますようお願いいたします。

（4）「未納国税の納付について」の発送について　（徴収部門）
平成30年6月15日（金）発送予定

徴収部門では毎年6月と12月に「未納国税の納付について」を発送しています。
対象は、納税コールセンター所掌事案を除く全ての滞納事案で、内容は納税催告と同時に現在の滞納残高と直近1年間の納付事績をお知らせするものです。
この件で関与先から問い合わせがありましたら、徴収部門に連絡するようご指導をお願いします。

（5）平成29年分ｅ－Ｔａｘ利用者及び医療費控除の明細書を提出した者にかかる保管書類の提出依頼について　（個人課税部門）

税務署では、所得税の確定申告をｅ－Ｔａｘで行い、第三者作成書類の記載事項を送信することにより添付等を省略された方に対し、適正申告を担保するため、事後審査を実施しております。
このため保管されている書類の提出をお願いする文書を関東信越国税局文書照会センターから6月中旬に発送する予定です。
また、書面で確定申告書と医療費控除の明細書を提出された方に対しては、熊谷税務署から医療費領収証の提出を同時期に依頼する予定です。
先生方から申告書を提出された方には依頼を予定しておりませんが、関与先法人の関係者等からの問い合わせがあることも予想されますので、先生方にご連絡をさせていただきます。
お問い合わせ等につきましては、文書に記載のナビダイヤル等にお願いいたします。

（6）平成30年度税制改正のあらまし（資産課税関係）について　（資産課税部門）
別添7「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成30年度税制改正のあらまし」参照
別添8「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」参照

件名につきましては国税庁ＨＰに掲載されていますので参考としてください。

添付書類

1「内部事務のセンター化の試行について」
2「内部事務の集中化の実施について」
3「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」
4「滞納整理事務の集中化の実施について」
5「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」
6「平成 30 年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）」
7「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成 30 年度税制改正のあらまし」
8「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」

5　県税事務所からの連絡事項

別添「県税事務所別電子申告利用率」参照

平成30年５月
関東信越国税局

内部事務のセンター化の試行について

関東信越国税局においては、内部事務の一層の効率化を図る観点から、税務署の規模の大小にかかわらず、内部事務を既存の税務署・部門から切り離し、専担部署である「税務署事務処理センター」を設け、集約処理を行う試行（内部事務のセンター化）を、平成30年10月以降、以下のとおり実施します。

税務署事務処理センターの概要	
名　　称	税務署事務処理センター（浦和）
対 象 署	浦和署、大宮署
設置場所	さいたま新都心合同庁舎１号館28階 （さいたま市中央区新都心１番地１）
対象事務	申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の発送などの内部事務

留意事項

○　内部事務を処理するために、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

○　「税務署事務処理センター」の設置は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

○　納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり対象署で行います。

○　対象署へ提出された書類（申告書や申請書・届出書等）は、「税務署事務処理センター」において事務処理を行うため、提出書類の内容確認等の際には、お時間をいただくことがあります。

平成30年５月
関東信越国税局

内部事務の集中化の実施について

国税庁においては、事務の一層の効率化を図ることを目的として、小規模な税務署（対象署）の内部事務(※)を近隣のより大きな規模の税務署（中心署）で集中的に処理する「内部事務の集中化」を進めております。

こうした中において、関東信越国税局では、平成28事務年度から糸魚川税務署の内部事務を高田税務署において集中的に処理する試行を開始し、事務効率の効果を検証しながら進めてきましたが、平成30事務年度からは正式な施策として実施します。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の発送などをいいます。

内部事務の集中化実施署	
（中心署）	（対象署）
高田署	糸魚川署

留意事項

○　内部事務を処理するために、糸魚川署管内の納税者や税理士の皆様に対し、高田署から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

○　内部事務の集中化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

○　糸魚川署管内の納税者の皆様の納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり糸魚川署で行います。

○　糸魚川署管内の納税者の皆様が申告書や届出書等を郵送で提出する際には、高田署に郵送してください。
【送付先】〒９４３－８５８８　高田税務署内
申告書等集中処理担当部署（糸魚川税務署）

平成30年５月
関東信越国税局

資産税事務のエリア一体的運営の実施について

関東信越国税局においては、税務署における資産税事務の効率的な事務運営を図る観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において資産税事務を一体的に行う施策（資産税事務のエリア一体的運営）を、平成30年７月10日（火）以降、以下の税務署で実施します。

資産税事務のエリア一体的運営実施署	
（中心署）	（対象署）
高田署	糸魚川署
伊那署	木曽署

留意事項

○　資産担当職員の配置
　対象署には、資産担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の資産担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

○　窓口における個別照会
　対象署の窓口における資産税事務に関する個別照会には、各税務署に相談日を設け、事前予約を受け付けた上で、中心署の資産担当職員が対応します。

※　個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

平成30年５月
関東信越国税局

滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、平成30事務年度は、以下の税務署で実施します。

※　滞納整理事務の集中化は、平成27事務年度から試行を行い、平成29事務年度から正式な施策として実施しています。

滞納整理事務の集中化実施署	
（中心署）	（対象署）
宇都宮署	氏家署
栃木署	佐野署
高崎署	藤岡署
新潟署	新津署
高田署	柏崎署、糸魚川署
松本署	大町署

(注) 下線は、平成30年７月10日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

○　滞納整理
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。

○　納付相談
納付相談は、引き続き、対象署（管理運営・徴収担当部門）において対応します。
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。

「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

別添５

<表面>

郵　便　は　が　き

料金後納
郵　便

□□□-□□□□

殿

（整理番号　　）

税務署長

期　　間	年　月　から 年　月　まで
納付期限	年　月　日

担当部門　電　話　　部門　（源泉所得税担当）

この電話番号は電話がつながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部門へお願いします。

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社（殿）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されますようお願い申し上げます。

（注）平成25年１月１日以後に生ずる所得のうち、源泉徴収の対象とされている所得については、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書（納付書）は、税務署へ提出してください。

納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

◎　平成 30 年１月から配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されていますので、税額算出の際にはご注意ください。

◎　源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

◎　税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としております。

◎　既に納付済みの方につきまして、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われますので、ご了承願います。

◎　この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

◎　源泉徴収についてご不明な点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

別添６

整理番号	

□□□－□□□□

様

確定申告の際には、必ず予定納税額（第１期分と第２期分の合計額）を記載し、控除してください。

平成 30 年 6 月 15 日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの平成30年分の予定納税基準額及び予定納税額（第１期分・第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑰の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、平成30年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税基準額		円
予定納税額	第１期分	
	第２期分	

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【振替日】 第１期分：平成30年７月31日 第２期分：平成30年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記振替日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第１期分：平成30年７月１日 ～ 同年７月31日 第２期分：平成30年11月１日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分		金額
平成29年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額（①－②）	③	
平成29年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）：③に対する金額	⑥	
課税される所得金額：④に対する金額	⑦	
税額：上の⑥に対する税額	⑧	
税額：上の⑦に対する税額	⑨	
税額：合計	⑩	
配当控除　投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除　政党等寄附金等特別控除　住宅耐震改修特別控除　住宅特定改修特別税額控除　認定住宅新築等特別税額控除	⑪	
差引所得税額（⑩－⑪）	⑫	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉑の金額）	⑭	
再差引所得税額（⑫－⑬－⑭）	⑮	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予定納税基準額（⑮＋⑯）	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
平成29年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱	円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲	
差引税額（⑱－⑲）	⑳	
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額（⑳ × 100 / 102.1）	㉑	

詳しくは、同封の『平成30年分　予定納税について』をご覧ください。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の

平成30年度　税制改正のあらまし

このリーフレットは、平成30年４月１日現在の法令に基づき作成しています。お分かりにならない点がありましたら、電話相談センター又は最寄りの税務署にお尋ねください。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

１　ＮＩＳＡ制度の改正

「ＮＩＳＡ（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました。

(1)　非課税口座を開設する際に、金融商品取引業者等の営業所の長に非課税適用確認書等の添付を要しない「非課税口座簡易開設届出書」の提出をすることができることとされました（措法37の14⑤一、措令25の13⑤二）。ただし、非課税口座簡易開設届出書の提出前に既に非課税口座を開設しているなど一定の場合には、その非課税口座簡易開設届出書の提出により開設された口座は、当初より非課税口座に該当しないものとされ、その口座での取引は一般口座での取引（課税対象の取引）として取り扱われます（措法37の14⑯）。

（注）　これまで、非課税口座の開設に当たっては、金融商品取引業者等の営業所の長に「非課税適用確認書の交付申請書」の提出をし、それにより交付を受けた非課税適用確認書を添付した「非課税口座開設届出書」の提出（兼用の様式により非課税適用確認書の交付申請書と同時に提出をすることができる金融商品取引業者等もあります。）をする必要があったことから、非課税口座を即日開設することはできませんでしたが、「非課税口座簡易開設届出書」の提出により非課税口座を即日開設することが可能となりました（引き続き、従来の口座開設手続により非課税口座を開設することも可能です。）。

(2)　非課税期間※が終了した非課税口座内上場株式等は、一定の手続により他の年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管されるものを除き、次のとおり移管されることとされました（措法37の14⑤二・四、措令25の13⑧⑱）。

イ　非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設している場合は、その営業所に開設している特定口座に移管されます（手続は不要です。）。

ロ　非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設していない場合は、その営業所に開設している特定口座以外の他の保管口座に移管されます（手続は不要です。）。

なお、「ジュニアＮＩＳＡ（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」における未成年者口座内上場株式等の移管についても同様です（措法37の14の２⑤二ホ、措令25の13の８⑤～⑦）。

※　ＮＩＳＡの場合は、その年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年、つみたてＮＩＳＡの場合は、その年分の累積投資勘定が設けられた日の属する年の１月１日から20年となります。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成31年（2019年）１月１日以後に提出をする「非課税口座簡易開設届出書」について適用されます。

２　株式等の譲渡に関するその他の改正

(1)　個人が、産業競争力強化法の認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年４月１日現在未成立）の施行の日から平成33年（2021年）３月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた法人に限ります。）の行った特別事業再編により、その有する他の法人の株式（出資を含みます。以下「株式等」といいます。）を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式（以下「交付株式」といいます。）の交付を受けた場合におけるその株式等の譲渡については、その譲渡がなかったものとみなすこととされました（措法37の13の３①）。

なお、その交付株式の取得価額は、その譲渡した株式等の取得価額（その交付株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用を加算した金額）とされます（措令25の12の３）。

(2)　特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、その特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の口座において管理されている一定の譲渡制限付株式で、その譲渡制限が解除された時に、その制限が解除された譲渡制限付株式の全てをその特定口座へ振替の方法により受け入れるものが追加されました（措令25の10の２⑭二十五）。

《適用時期》

上記(2)の改正は、平成30年４月１日以後に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式について適用されます。

平成30年４月

税務署　この社会あなたの税がいきている

【土地・建物等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

3　居住用財産の譲渡に関する改正

(1) **「特定の居住用財産を買換え及び交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例」**について、買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの（以下「非耐火既存住宅」といいます。）である場合に、次のイ又はロのいずれかを満たすことの要件が追加された上、その適用期限が平成31年（2019年）12月31日まで２年延長されました（措法36の２①②・36の５、措令24の２③一）。

イ　取得の日以前25年以内に建築されたもの

ロ　譲渡の日の属する年の12月31日（買換資産を取得する見込みでこの特例を適用する場合には、その取得期限）までに、一定の地震に対する安全性に係る基準に適合することについて証明がされたもの

（注）一定の地震に対する安全性に係る基準に適合しない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、耐震改修等を行い、ロの期限までにこの基準に適合することについて証明がされた場合は、ロの要件を満たす家屋を取得したものとされます。

(2) **「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」**及び**「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」**について、その適用期限が平成31年（2019年）12月31日まで２年延長されました（措法41の５⑦一、措法41の５の２⑦一）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成30年１月１日以後に譲渡資産を譲渡し、かつ、同年４月１日以後に買換資産を取得する場合について適用され、平成30年１月１日前に譲渡資産を譲渡した場合及び同日以後に譲渡資産を譲渡し、かつ、同年４月１日前に買換資産を取得した場合については、なお従前の例によります。

4　土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

(1) **「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（1,500万円控除）」**のうち、特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が平成32年（2020年）12月31日まで３年延長されました（措法34の２②三）。

(2) 農地法等の改正を前提に、特例の対象が次のとおり拡充されました。

イ　**「固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例」**の適用対象に、農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利が加えられました（所法58①一）。

ロ　**「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（1,500万円控除）」**及び**「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円控除）」**の適用対象に、コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地が加えられました。

(3) **「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円控除）」**について、その適用対象から独立行政法人農業者年金基金に対して一定の農地等を譲渡した場合が除外されました（旧措令22の９①二）。

(4) **「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例」**が廃止されました（旧措法37の７など）。

(5) **「国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の２分の１課税の特例」**が、その適用期限（平成30年12月31日）の到来をもって廃止することとされました（旧措法40の２②）。

《適用時期》

上記(2)及び(3)の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年４月１日現在未成立）の施行の日以後に行う交換及び譲渡について適用され、同日前に行った交換及び譲渡については、なお従前の例によります。

【税法以外の法令の改正により譲渡所得の特例の適用対象となるもの（主なもの）】

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年４月１日現在未成立）により、特例の対象が次のとおり拡充されました。

1　都市再生推進法人の業務に追加される低未利用土地の取得等の業務のために土地の先行取得を行う都市再生推進法人に対する土地等の譲渡について、**「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」**の対象とされました（措法31の２②二）。

2　土地区画整理事業の施行区域内の宅地の所有者の申出により行われたその土地区画整理事業における換地処分について、**「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」**の対象とされました（措法33の３①）。

○　国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

○　平成31年以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし

○　事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

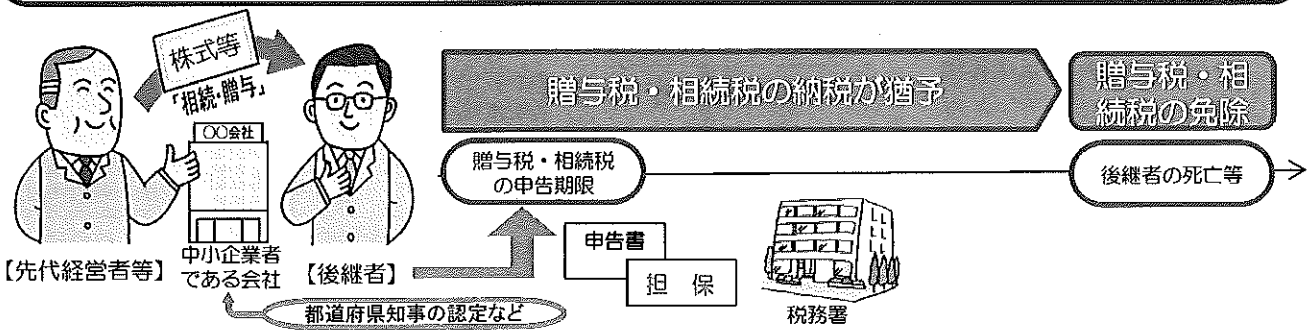

○　平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（以下「一般措置」といいます。）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大３分の２まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置（以下「特例措置」といいます。）が創設されました。

（参考）特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	５年以内の特例承継計画の提出 （平成30年（2018年）４月１日から 平成35年（2023年）３月31日まで）	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 （平成30年（2018年）１月１日から 平成39年（2027年）12月31日まで）	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大３分の２まで
納税猶予割合	100%	贈与：100%　相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大３人の後継者	複数の株主から１人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後５年間 平均８割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

○　贈与税については２ページ、相続税については６ページをご確認ください。

※　特例措置の適用を前提として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

○　事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。
○　申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。
○　平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

平成30年４月

税務署　この社会あなたの税がいきている

❶ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除

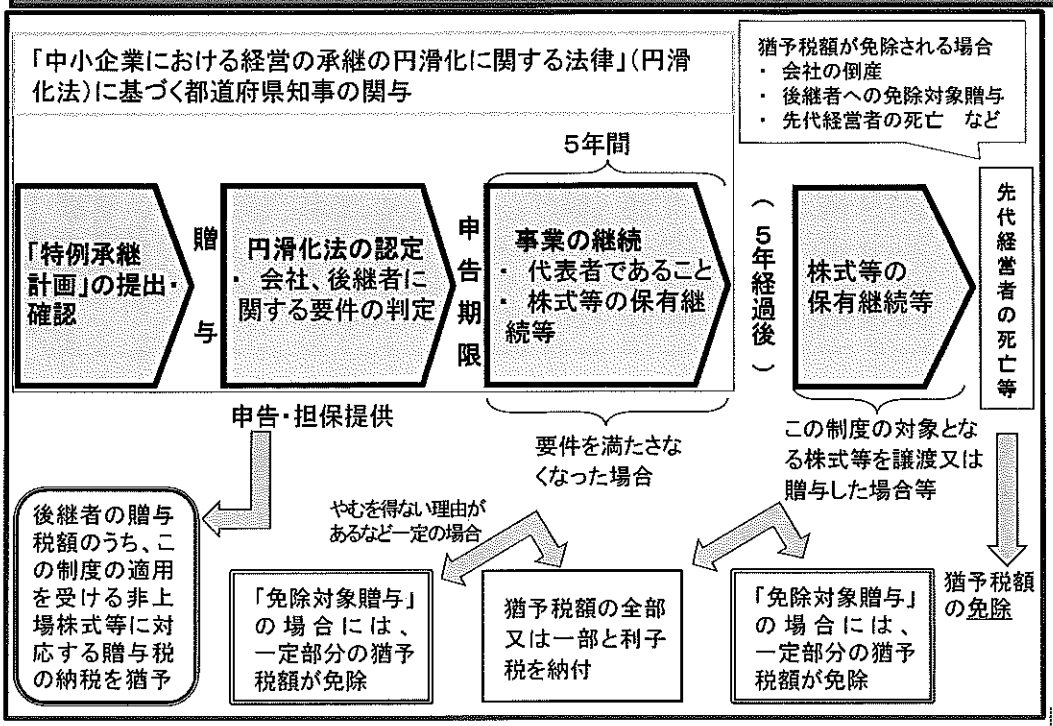

特例承継計画の策定・提出・確認

（特例措置）

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、平成３５年（2023年）３月３１日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けてください。

※　平成３５年（2023年）３月３１日までの贈与については、贈与後に承継計画を提出することも可能です。

贈　与

※　贈与の時期についての要件は、１１ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代経営者等である贈与者から、全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与を受ける必要があります（３ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間

都道府県知事の円滑化法の認定

会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者等(贈与者)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください。

申告書の作成・提出

贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆　**この制度の適用を受けるための要件**

1　会社の主な要件

次の会社のいずれにも該当しないこと

(1)　上場会社

(2)　中小企業者に該当しない会社

(3)　風俗営業会社

(4)　資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）

「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。なお、この制度の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。

「特例承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第１６条第１号の計画のことをいい、「特例承継計画の確認」とは、円滑化省令第１７条第１項第１号の都道府県知事の確認をいいます。

一般措置については、特例承継計画の策定等は不要です。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第１２条第１項の認定（円滑化省令第６条第１項第１１号又は第１３号（一般措置については、７号又は９号）の事由に限ります。）をいいます。

会社が策定する「特例承継計画」の具体的内容や「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件・手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課（１２ページ）にお尋ねください。

なお、「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の１月１５日までにその申請を行う必要があります。

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総額の７０％以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の７５％以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

贈与税の申告期限までの間

2　後継者である受贈者の主な要件
　贈与の時において、

(1)　会社の代表権を有していること

(2)　２０歳以上であること

(3)　役員の就任から３年以上を経過していること

(4)　後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権数を保有することとなること

(5)　後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること（特例措置）

イ　<u>後継者が１人の場合</u>
　後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

ロ　<u>後継者が２人又は３人の場合</u>
　総議決権数の１０％以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

一般措置については、「後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること」が要件となります。

同一の会社の非上場株式等については、特例措置と一般措置のいずれかの適用となります。

3　先代経営者等である贈与者の主な要件※

(1)　会社の代表権を有していたこと

(2)　贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

(3)　贈与時において、会社の代表権を有していないこと

※　贈与の直前において、既に特例措置の適用を受けている者がいる場合等には、(1)、(2)の要件は不要になります。

4　担保提供※
　納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

※　この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

＜非上場株式等の取得株数要件（特例措置）＞

　後継者は、次の１又は２の区分に応じた一定数以上の非上場株式等を取得する必要があります。

1　<u>後継者が１人の場合</u>
　次の(1)又は(2)の区分に応じた株数

(1)　a≧b×２／３－cの場合・・・「b×２／３－c」以上の株数

(2)　a＜b×２／３－cの場合・・・「a」の全ての株数

2　<u>後継者が２人又は３人の場合</u>
　次の全てを満たす株数

(1)　d≧b×１／１０

(2)　d＞贈与後における先代経営者等の有する会社の非上場株式等の数

一般措置については、後継者が一人の場合と同様の株数の非上場株式等を取得する必要があります。
　なお、対象となる非上場株式等の数は、左記１(1)の場合は「b×２／３－c」の数が、左記１(2)の場合は「a」の数が、それぞれ限度となります。

a：贈与の直前において先代経営者等が有していた会社の非上場株式等の数
b：贈与の直前の会社の発行済株式等(※)の総数
c：後継者が贈与の直前において有していた会社の非上場株式等の数
d：贈与後における後継者の有する会社の非上場株式等の数

※　「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。

贈与税の申告期限

◆ **贈与税の申告期限**
　贈与を受けた年の翌年の２月１日から３月１５日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

贈与税の申告期限

（３ページからの続き）

納税猶予期間中

非上場株式等の継続保有等

申告後も引き続きこの制度の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、**この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「免除対象贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。**

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から２か月を経過する日までに納付する必要があります（利子税については１０ページ参照）。

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（２ページ参照）の適用を受ける場合における贈与をいいます。

◈ **納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合**

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。
この場合、この制度の適用は終了します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します。
（注）譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	（特例）経営贈与承継期間内	（特例）経営贈与承継期間の経過後
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
一定の基準日（※4）における雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合	C（※2、3） （一般措置はA）	C（※2）

「（特例）経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与税の申告期限の翌日から、次の①、②のいずれか早い日と後継者（受贈者）若しくは先代経営者等（贈与者）の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
① 後継者（受贈者）の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限の翌日以後５年を経過する日
② 後継者（受贈者）の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（６ページ参照）の適用に係る相続税の申告期限の翌日以後５年を経過する日

※1 やむを得ない理由（８ページ参照）がある場合を除きます。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

3 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書※を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。
なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付することとされています。

※ 認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限ります。

4 雇用の平均は、（特例）経営贈与承継期間の末日に判定します。

「継続届出書」の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、**「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。**

（特例）経営贈与承継期間内は毎年、その期間の経過後は３年ごとに提出します。

円滑化法の認定を受けた会社も（特例）経営贈与承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

納税猶予期間中　（４ページからの続き）

先代経営者等（贈与者）の死亡等

先代経営者等（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

先代経営者等（贈与者）が死亡した場合の相続税の取扱いについては、１０ページを参照してください。

「免除届出書」・「免除申請書」の提出

◆ **猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合**

(1) 先代経営者等（贈与者）が死亡した場合

(2) 後継者（受贈者）が死亡した場合

(3) （特例）経営贈与承継期間内において、やむを得ない理由（８ページ参照）により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合

(4) （特例）経営贈与承継期間の経過後に「免除対象贈与」を行った場合

(5) （特例）経営贈与承継期間の経過後において会社について破産手続開始決定などがあった場合

(6) 特例経営贈与承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について、譲渡・解散した場合（９ページ参照）

（特例）経営贈与承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（その差額は、免除されます。）。

一般措置については、(6)の適用はありません。

＜納税が猶予される贈与税などの計算方法＞

ステップ1

贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。

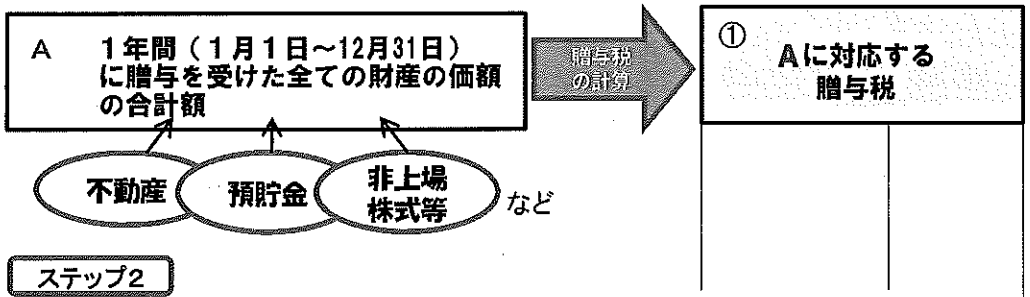

「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産がこの制度の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して贈与税を計算します。

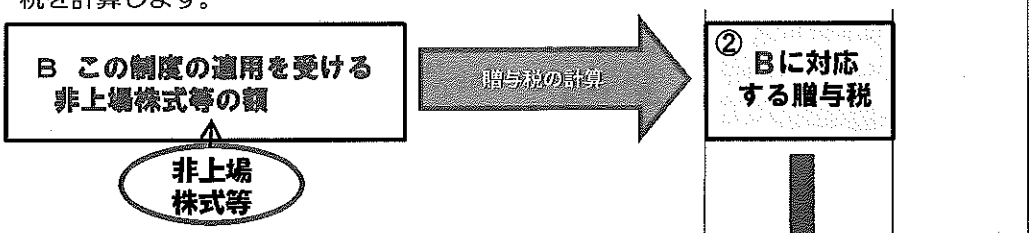

「B」の算定に当たり、この制度の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社等の株式等を有する場合には、その外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

（相続時精算課税を適用※する場合には、「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、この制度の適用を受ける非上場株式等の額の合計額から、特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率をかけた金額を算出し、その合計額が②の贈与税額となります。）

※　相続時精算課税の適用を受けることができる者
〈特例措置〉
２０歳以上の者
〈一般措置〉
２０歳以上の推定相続人・孫

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。
なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

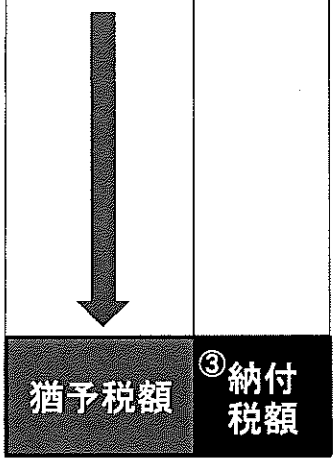

② 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除

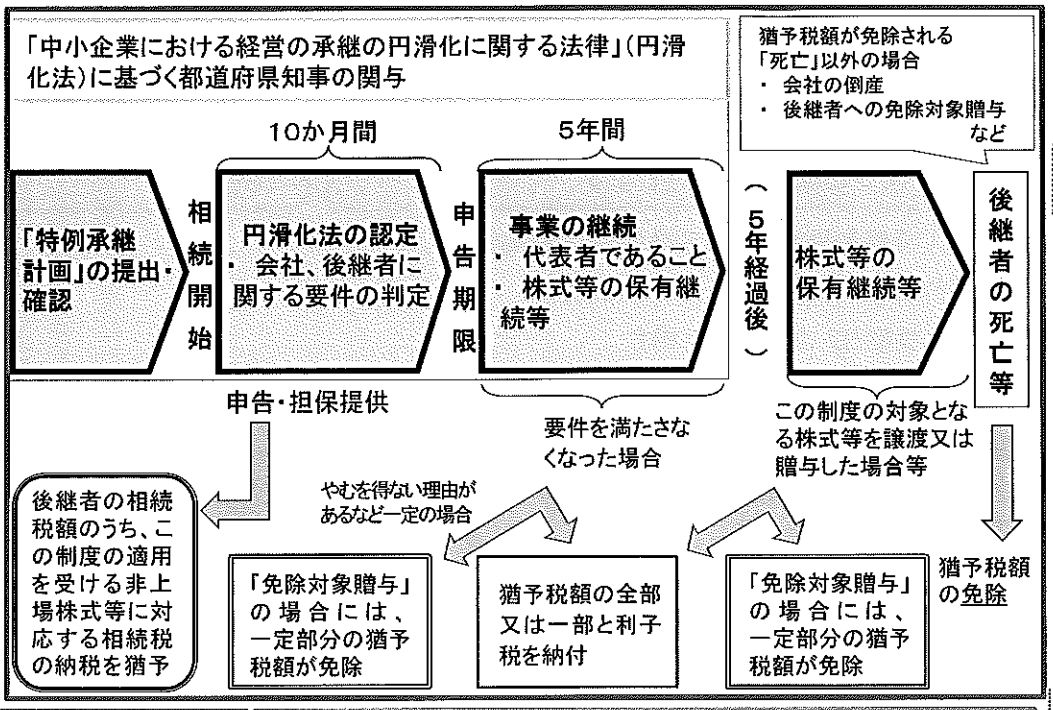

「特例承継計画」とは、円滑化省令第１６条第１号の計画のことをいいます。

一般措置については、特例承継計画の策定等は不要です。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第１２条第１項の認定（円滑化省令第６条第１項第１２号又は第１４号（一般措置については、８号又は１０号）の事由に限ります）をいいます。

特例承継計画の策定・提出・確認

（特例措置）

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、平成３５年（2023年）３月３１日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けてください。

※ 平成３５年（2023年）３月３１日までの相続については、相続後に承継計画を提出することも可能です。

会社が策定する「特例承継計画」の具体的内容や「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件・手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課（１２ページ）にお尋ねください。

なお、「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後８か月以内にその申請を行う必要があります。

相続開始

※ 相続の時期についての要件は、１１ページを参照

相続開始後に会社の要件、後継者（相続人等）の要件、先代経営者等（被相続人）の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください。

相続税の申告期限までの間

申告書の作成・提出

相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ **この制度の適用を受けるための要件**

1 会社の主な要件
次の会社のいずれにも該当しないこと

(1) 上場会社
(2) 中小企業者に該当しない会社
(3) 風俗営業会社
(4) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）

2 後継者である相続人等の主な要件

(1) 相続開始の日の翌日から５か月を経過する日において会社の代表権を有していること
(2) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権数を保有することとなること

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総額の７０％以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の７５％以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

相続税の申告期限までの間

(3) 相続開始の時において後継者が有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること（特例措置）

イ　後継者が１人の場合

後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

ロ　後継者が２人又は３人の場合

総議決権数の１０％以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

(4) 相続開始の直前において、会社の役員であること（被相続人が６０歳未満で死亡した場合を除きます。）

３　先代経営者等である被相続人の主な要件※

(1) 会社の代表権を有していたこと

(2) 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

４　担保提供※

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

相続税の申告期限

◆ **相続税の申告期限**

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から１０か月以内に、所轄の税務署※に相続税の申告をする必要があります。

一般措置については、「後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること」が要件となります。

同一の会社の非上場株式等については、特例措置と一般措置のいずれかの適用となります。

※　相続開始の直前において、既に事業承継税制の適用を受けている者がある場合等には、(1)、(2)の要件は不要となります。

※　この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

※　通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

＜納税が猶予される相続税などの計算方法（特例措置）＞

ステップ1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

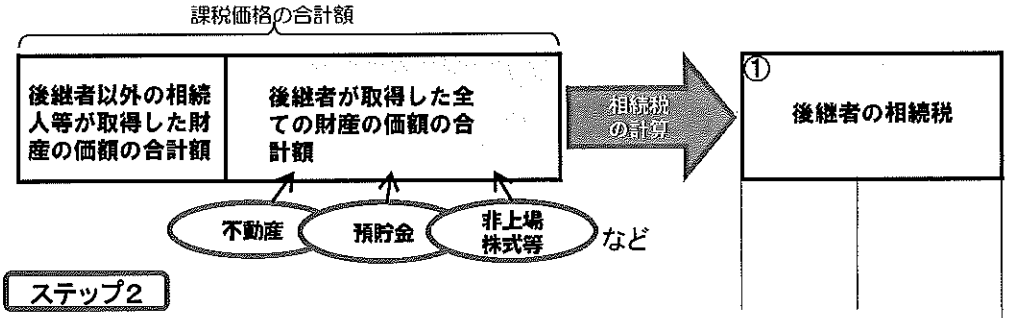

ステップ2

後継者が取得した財産が特例措置の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。

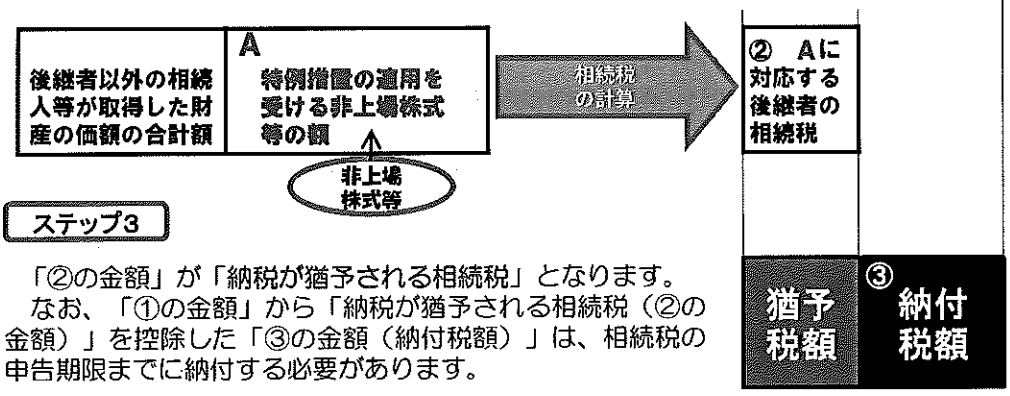

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

一般措置については、後継者が取得した財産が一般措置の適用を受ける非上場株式等の２０％のみであると仮定した相続税の総額のうち、その部分に対応する後継者の相続税の額を「②の金額」から控除した残額が「猶予税額」となり、「①の金額」からその「猶予税額」を控除した残額が「納付税額」となります。

なお、対象となる非上場株式等の数は発行済株式等の総数の最大３分の２になります。

「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

「A」の算定に当たり、この制度の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社等の株式等を有する場合には、その外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

相続税の申告期限

（7ページからの続き）

納税猶予期間中

非上場株式等の継続保有等

申告後も引き続きこの制度の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「免除対象贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（10ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用を受ける場合における贈与をいいます。

◆ **納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合**

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。
この場合、この制度の適用は終了します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。
（注）譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	（特例）経営承継期間内	（特例）経営承継期間の経過後
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
一定の基準日（※4）における雇用の平均が、「相続時の雇用の8割」を下回った場合	C（※2、3） （一般措置はA）	C（※2）

「（特例）経営承継期間」とは、この制度の適用に係る相続税の申告期限の翌日から、次の①、②のいずれか早い日と後継者の死亡の日の前日の早い日までの期間をいいます（以下同じです。）。
① 後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限の翌日以後5年を経過する日
② 後継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限の翌日以後5年を経過する日

※1 やむを得ない理由（下段参照）がある場合を除きます。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

3 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書※を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。
なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付することとされています。

※ 認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限ります。

4 雇用の平均は、（特例）経営承継期間の末日に判定します。

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限ります。）の交付を受けたこと

② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限ります。）の交付を受けたこと

③ 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限ります。）を受けたこと

④ 上記①から③までに掲げる事由に類すると認められること

納税猶予期間中

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「継続届出書」に一定の書類を添付して所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

（特例）経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は３年ごとに提出します。

円滑化法の認定を受けた会社も（特例）経営承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

後継者の死亡等

「免除届出書」・「免除申請書」の提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ **納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合**

(1) 後継者が死亡した場合

(2) （特例）経営承継期間内において、やむを得ない理由（８ページ参照）により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合

(3) （特例）経営承継期間の経過後に「免除対象贈与」を行った場合

(4) （特例）経営承継期間の経過後において、会社について破産手続開始の決定などがあった場合

(5) 特例経営承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について、譲渡・解散した場合（下段参照）

（特例）経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（その差額は、免除されます。）。

一般措置については、(5)の適用はありません。

（参考）事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について（特例措置）

特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の５０％に相当する金額が下限になります※2。）を基に相続（贈与）税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。

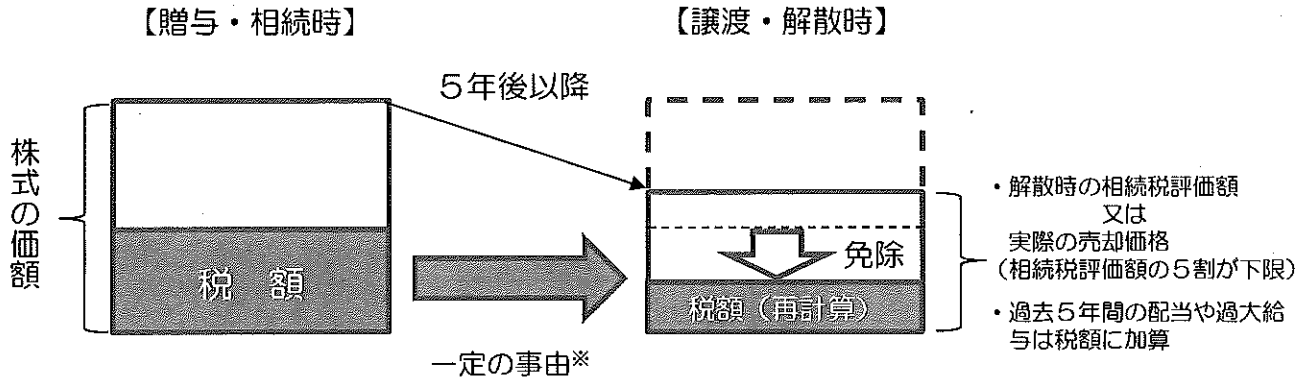

※1　①過去３年間のうち２年以上赤字の場合、②過去３年間のうち２年以上売上減の場合、③有利子負債≧売上の６か月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合（譲渡・合併のみ）。

※2　譲渡等から２年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

先代経営者等（贈与者）が死亡した場合の取扱い

先代経営者等（贈与者）の死亡

（相続開始）

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（２ページ参照）の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた（非上場）株式等について「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用※を受けることができます。

相続税の申告期限までの間

◆ **「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合**

都道府県知事の円滑化法の確認

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社がこの制度の適用要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の確認」を受けてください。

申告書の作成・提出

相続税の申告期限までに、「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

相続税の申告期限

◆ **納税が猶予される相続税などの計算方法**

７ページを参照してください。

「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第１３条第１項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後８か月以内にその申請を行う必要があります。

※ 後継者（受贈者）が適用を受けていた贈与税の納税猶予が特例措置であるか一般措置であるかに応じ、「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の特例措置又は一般措置が適用されます。なお、対象となる非上場株式等の数や納税が猶予される相続税は、特例措置と一般措置とで異なります（７ページ参照）。

「免除対象贈与」における、①先代経営者等（贈与者）に贈与をした者、又は、②後継者（受贈者）のうち最も古い時期に贈与税に係るこの制度の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出期間が引き継がれることになります。

（参考）利子税の計算方法

○ 猶予の期限が確定した贈与税・相続税を納付する場合に、これと併せて納付する利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年３.６％の割合で計算します。

なお、各年の特例基準割合が７.３％に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます（０.１％未満の端数は切捨て。平成３０年は０.７％に軽減。）。

（計算式）

$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合※}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として、各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に１％の割合を加算した割合（平成３０年は１.６％）をいいます。

○ また、（特例）経営（贈与）承継期間（原則として申告期限から５年）を経過した後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、申告期限の翌日から５年を経過する日までの期間の利子税の割合については「年零パーセント」に軽減されます。

事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

特例措置については、平成３０年１月１日から平成３９年（2027年）１２月３１日までの間の非上場株式等の贈与・相続等であることが要件となります。

また、事業承継税制の適用を受けようとする者が、その会社の非上場株式等について既に事業承継税制の適用を受けている場合には、上記に加え、最初のその適用に係る贈与・相続等の日から（特例）経営（贈与）承継期間（４ページ又は８ページ）の末日までの間に贈与税・相続税の申告期限が到来する非上場株式等の贈与・相続等であることが要件となります。

（例）最初に贈与税の特例措置の適用を受けている場合

その最初の贈与の日からその贈与に係る「特例経営贈与承継期間」内に申告期限が到来する贈与（相続）が対象となります。

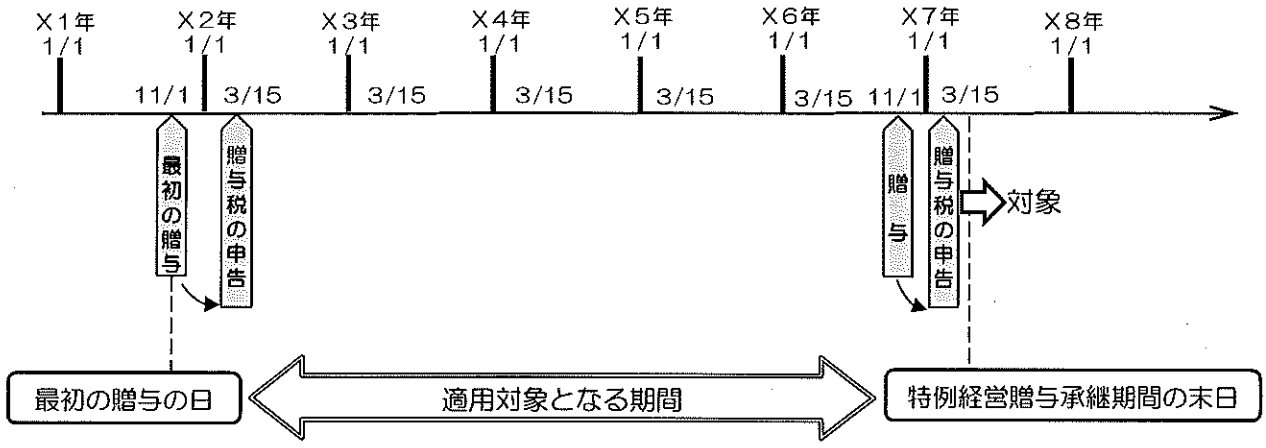

一般措置に関する平成３０年度税制改正による主な改正事項について

一般措置に関する平成３０年度税制改正による主な改正の概要は、次のとおりです。

なお、これらの改正は、平成３０年１月１日以後の贈与・相続等について適用されます。

また、平成２９年１２月３１日以前の贈与又は相続等により取得した非上場株式等について一般措置の適用を受けた者についても、原則として、下記１、２の改正後の規定が適用されます。

１　適用対象となる贈与者及び被相続人の改正等

会社の非上場株式等について既に一般措置の適用を受けている者等が、当該会社の非上場株式等を贈与又は相続等により取得する場合には、贈与者又は被相続人の要件については次のとおりとされました。

① 贈与者……贈与の時において当該会社の代表権を有していないこと

② 被相続人……当該会社の非上場株式等を有していた個人

なお、上記の贈与又は相続等については、経営（贈与）承継期間の末日までに当該贈与又は相続等に係る贈与税又は相続税の申告期限が到来するものが対象となります。

（注）「経営（贈与）承継期間」については４ページ又は８ページ参照。

２　特例措置の創設に伴う改正

特例措置の創設に伴い、次の①及び②の改正が行われました。

① 一般措置の適用を受ける者の要件について、その会社の非上場株式等について特例措置の適用を受けていないことが追加されました。

② 猶予税額の免除事由について、経営（贈与）承継期間の末日の翌日以後に、特例措置の規定の適用に係る贈与をした場合が追加されました。

円滑化法の認定等に関する窓口について

事業承継税制の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方で、贈与税又は相続税の申告書・納税猶予の継続届出書等に添付して提出する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に基づく認定、確認及びそれに係る申請書・報告書の提出に関する窓口は会社の主たる事務所が所在する都道府県です。

また、特例承継計画の提出に関する窓口についても会社の主たる事務所が所在する都道府県になります。

＜各都道府県のお問合せ先＞

平成30年4月1日現在

北海道	経済部　地域経済局　中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部　中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課　創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部　ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部　経営支援課	019-629-5542	大阪府	商工労働部 中小企業支援室　経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部　中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興局　経営商業課	078-362-3313
秋田県	産業労働部　産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	商工労働部　中小企業振興課	023-630-2354	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局　商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部　経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部　企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部　中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部　中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部　経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部　経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部　商政課	027-226-3339	広島県	商工労働局　経営革新課	082-513-3370
埼玉県	産業労働部　産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部　経営金融課	083-933-3185
千葉県	商工労働部　経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部　商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局　商工部　経営支援課	03-5320-4785	香川県	商工労働部　経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局　経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働観光部 産業政策課　経営支援室	025-280-5235	高知県	商工労働部　経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部　経営支援課	076-444-3248	福岡県	商工部　中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部　経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部　経営支援課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部　企業立地・支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部　経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部　産業立地・経営支援課	026-235-7195	熊本県	【商業分】商工観光労働部 商工労働局　商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部　商業・金融課	058-272-8389		【工業分】商工観光労働部 新産業振興局　産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部　商工業局　経営支援課	054-221-2807	大分県	商工労働部　経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	産業労働部　中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課　経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部　経営金融課	099-286-2944
福井県	産業労働部 産業政策課　小規模企業応援室	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部　中小企業支援課	098-866-2343

○　事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html】

平成30年6月14日
熊谷県税事務所

県税事務所別電子申告利用率

	平成２９年度（３０年４月２日現在）		
	確定申告件数	対象法人数	利用率
さいたま	18,538	26,609	69.67%
川口	15,110	21,844	69.17%
上尾	5,618	8,195	68.55%
朝霞	6,131	9,240	66.35%
川越	9,741	13,856	70.30%
所沢	6,147	9,012	68.21%
飯能	4,084	5,996	68.11%
東松山	2,781	4,106	67.73%
秩父	1,501	2,086	71.96%
本庄	1,697	2,547	66.63%
熊谷	4,757	7,171	66.34%
行田	3,210	4,445	72.22%
春日部	8,492	12,590	67.45%
越谷	14,527	20,674	70.27%
全県	102,334	148,371	68.97%

※　地方電子化協議会提供の「利用届出件数」、「電子申告利用率」では、共に全県ベースでの利用率しか分からない。
　そこで、各県税事務所ごとの利用率については、審査システムにおいて受理した確定申告件数をもとに算出した。
（地方電子化協議会発表の利用率とは一致しないため、あくまで参考値）